

平成 24 年度 第 1 回みんなで支える森林づくり県民会議

開催日時：平成 24 年 7 月 25 日（水）13：30～15：00

開催場所：長野県庁講堂

出席者：【委員】 五十音順、敬称略

麻生知子委員、植木達人委員、牛越徹委員、大岩堅一委員、貴舟豊委員、
高見澤秀茂委員、滝澤栄智委員、松岡みどり委員 以上 8 名出席

【事務局】

塩入茂林務部長、有賀秀敏森林政策課長、田島裕志信州の木振興課長、
塩原豊森林づくり推進課長、山崎明県産材利用推進室長、中村勤野生鳥獣対策室長
ほか林務部職員

1 開会

< 森林政策課 濱村企画幹 >

2 あいさつ

< 塩入林務部長 >

日頃から長野県の林政の推進については、多大なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、本日御出席いただいた委員の皆様には、お忙しいところご参集いただいたことに、重ねて感謝申し上げます。

委員の皆様には、本年度末までの任期の延長をお願いし、快く任期の延長に同意していただいたことに、厚く御礼を申し上げます。

長野県森林づくり県民税（以下、「森林税」という。）の継続に向けては、昨年度、当会議において、活用事業の成果の検証と残された課題を「検証レポート」にまとめいただいた。

このレポートに関しては、私どもから知事に内容を説明するとともに、長野県地方税制研究会にも資料として提出したところ。

また、地方税制研究会における森林税の検討状況については、昨年度からこれまで、税制面を中心に森林税の今後のあり方等について議論が重ねられ、近日中に最終報告書がまとめられる見込みとなっている。

この間、林務部においても、県民会議や地方税制研究会のご意見を踏まえ、森林税の必要性や継続する場合の方向性について、知事への説明や関係部局と調整してきたところ。

その結果、先般の県議会 6 月定例会において、知事から「県民会議、税制研究会等で御議論いただき、持続可能な森林づくりと林業の活性化を県の取組として進めていくことが急務であり、次年度以降も森林税を継続し、喫緊の課題に真正面から取り組んでいくべきとの判断に至った。今後、9 月定例会に条例改正を提出すべく鋭意準備を進める。」との継続に向けた表明がなされたところ。

このような状況を踏まえ、本日の会議の議題としては、森林税活用事業の平成 23 年度までの実績と本年度の計画について、これまでの森林税の検討経過について、平成 25 年度以降の森林税の主な改正点(案)について、の 3 点に関し、皆様から御意見を頂戴したい。

本日いただいたご意見を参考に内容を調整の上、8 月に予定するパブリックコメントや県下 10 地域での県民説明会を実施し、県民の皆様から広く御意見をいただく計画であるので、忌憚のない御意見を賜りたい。

3 委員任期の延長について

説明者：森林政策課 濱村企画幹

4 会議事項

< 植木座長 >

昨年度 2 月の県民会議で森林づくり検証レポートを作成し、知事に提出した。

本日は、次期森林税の方向性が提案される。

県民会議としては、地域会議をベースにしなが、多くの県民の意見を踏まえて検討してきた。

PDCA サイクルを回していくために、チェックし、場合によっては計画を修正していくということで、さらに良い制度に作っていくことが、第 3 者委員会として重要なことである。

本日はみなさんのご協力を得ながら議論を深めたいので、よろしくお願ひしたい。

(1) 平成 23 年度みんなで支える森林づくりレポートについて

説明者：森林政策課 春日課長補佐兼企画係長

< 牛越委員 >

10 ページの「みんなで支える里山整備事業」の実績について、間伐実施面積が目標に対し、平成 20 年度、21 年度は 80% 台であったが、平成 22 年度から 100% 前後となっており全体として 96% になる。

これは大きな実績であり、県民の理解と支援の賜物である。

一方で、あと 5% 程度足りない部分は理由を検証して、森林税の大きな目的である間伐を拡充していく必要がある。

< 植木座長 >

初期は動きが鈍かったかもしれない。

地域の努力により、ここ数年は成果をあげており、緒についたところ。

< 麻生委員 >

13 ページの「森林づくり推進支援金」について、税を徴収して地域の問題がこう解決したという成果が見えればよいが、課題として要望が多くすべて採択できない状況があり、県民会議では細かい実績まで示されていない。

地域会議において具体的に選定していると思うが、今後の配分方法、比率は。

< 森林政策課 春日課長補佐兼企画係長 >

地域会議でご意見をいただきながら事業を選定しており、一次審査、二次審査を経て、最終的に地方事務所長が決定している。

支援金については要望が多い事業であり、慎重に検討していきたい。

< 大岩委員 >

23 ページの県民アンケート調査の結果について、不在村所有者の課題解決のための税活用について書かれており、11 ページの森林づくりレポートにおいても不在村所有者の対策が課題とある。

平成 21 年度と 22 年度には驚くほどの人数の集約化が進んだが、所有者の確認が困難な場合、どのように対応して問題解決にあたっているのか。

< 信州の木振興課 田島課長 >

里山の所有者は細かく大勢の人が所有していることから、中々整備が進まないため、まとめて実施するという事で里山集約化事業が行われてきた。

基本的には、森林簿等を活用する、昔から住んでいて地域のことが詳しい方に集まっていただき、不在村所有者がいると整備が進まないののでできるだけ追いかける、そしてどうしてもだめなら空白のまま整備を進めている状況である。

個人情報なので、関係者でも使えない場合もあり限界もあるが、地域の力でまとめていきたい。

< 大岩委員 >

所在確認が出来ないと集約化が滞ってしまうということはないか。

< 信州の木振興課 田島課長 >

集約化をできるところから事業を行っている。例えば、30ha 集約化した時に 10ha が分からないという場合、他の区域で 10ha を加えるなどで対応している。

< 貴舟委員 >

差押え物件となると、誰のものかなど裁判所でないと情報は分からず、誰が所有者になるか分からないという状況もでてきている。

このことについてどこで確認して話を進めたらよいのか、また解決の方法はあるのか。

< 信州の木振興課 田島課長 >

課税台帳で調べるほか、親戚等を追うなどで対応している。

ただし、集約化を行い整備を進める時に、このような事例が障害となって周りも進まないということもあると思われるので、整備等をできるところから進めていくことになる。

< 貴舟委員 >

新しい所有者が決まればよいが、裁判中などの状況であると、なかなか難しいと思われる。

<牛越委員>

15 ページに平成 24 年 3 月に森林づくり検証レポートを作成したとなっているが、この扱いについて確認させていただきたい。

<森林政策課 春日課長補佐兼企画係長>

2 月 9 日の県民会議を経て、意見をいただいた上で、レポートの内容についてお認めをいただいた。

その後、いつ提案するかという話になったが、私どもとしては、このレポートの内容を公表したいと考える中で、議会中である 3 月に公表したという経緯がある。

<植木座長>

2 月の県民会議において内容がほぼまとまり、あとの細かい修正などは座長一任ということで了解いただき、2 月の県民会議で了承されたと理解している。

<牛越委員>

私もその認識でよいと理解している。

このレポートは次期森林税の検討を進めていく中で、原点となるということを確認しておきたい。

<松岡委員>

次期森林税を検討していく中で、新たな事業要望はあったか。

<森林政策課 春日課長補佐兼企画係長>

県民会議、地域会議のほか、昨年度実施した県民アンケート調査など様々なところで意見をいただいている。

アンケート調査の中では、どのようなことが必要かという問いで意見をいただく中で、例えば県民・企業は木材利用拡大について、市町村・市町村議会は作業路などの基盤整備に対する要望が大きい結果であった。

(2) 次期森林づくり県民税の検討経過について

説明者：森林政策課 有賀課長

<高見沢委員>

税制研究会において、森林づくり推進支援金の見直しについて指摘があったが、具体的には。

<森林政策課 有賀課長>

次期森林税の改正する視点を記載しているが、地域の実情に応じて実施できるという良い面がある半面、県として県民税でやる上で、どのように活用したのかを説明する責任があり、県民税でやるべき事業かどうかを一つ一つチェックする必要があるため、支援金の項目を整理していく必要があるという指摘である。

<麻生委員>

税制研究会では、間伐材の搬出について改善の提言があった。

今までは搬出は通常の国庫補助で行い、材を出せないところは県民税により切捨間伐という棲み分けをしてきたが、今後材を出すと個人の収益が上がるなど限られた所有者の利益が生まれる行為に対し、県民全員から徴収した税金を充てるということについては、討論されたのか。

<森林政策課 有賀課長>

搬出間伐に税を充てると、個人の利益につながるという点については研究会でも議論され、その中で、現状として搬出間伐はコストがかかり、個人負担もあるのでプラスになる事例はあるのかという疑問が呈されたところ。

今後制度を考える上で、個人の利益になるかどうかという点は大きな検討材料であり、例えば個人負担とイーブンとなる仕掛けづくりを検討していく必要がある。

搬出間伐はコストがかかり、個人負担もあるので、プラスになる事例は現状であるのかどうかという議論がされた。

<牛越委員>

6月議会の知事の答弁では、とりわけ水源林保全について喫緊の課題としている。

その一方で、森林づくり支援金に関し、説明責任が県にあるという議論の中で、野生鳥獣被害対策を超過課税で行うのはいかがかという議論がされたが、森林整備という観点でみれば森林税の使途としてはふさわしいのではないかと思う。

支援金の中で里山から遠い森林である水源林の保全を対象とするならば、野生鳥獣被害対策も十分対象となるのではないか。

<森林政策課 有賀課長>

野生鳥獣被害対策を、全て支援金からなくすという議論ではない。ただ、野生鳥獣被害対策にも様々なものがあるため、森林整備を通して野生鳥獣被害対策に資する事業に着目し、検討している。

<牛越委員>

森林づくり推進支援金は、県に説明責任があるとのことだが、県民税の徴収は市町村が行っており、そういう意味では、共同責任で県民の皆さんに理解いただいていると思っている。

支援金の事業主体として市町村は責任を果たし、県とのパートナーシップという観点で一緒に連携して説明責任を果たしていく方が県民の理解は得られるのではないか。

(3) 次期森林づくり県民税の主な改正点(案)について

森林政策課 春日課長補佐兼企画係長

<植木座長>

2月に検証レポートを作成し、後日知事に説明したとのことであるが、このレポートには県民会議として一つの考え方をまとめたものであり、事務局から示された次期森林税の案は、このレポートの内容が反映されていると認識している。

税を有効に活用し、森林を健全に管理し、安全・安心な地域をつくるのが、超過課税の意味するところと認識しているが、検証レポートの内容を踏まえるのならば、間伐することで水源林保全だけでなく土砂流出防止など、様々な公益的機能が向上するので、特段特化するものではなく、なぜ水源林保全のみに焦点を当てたのが疑問。

また、搬出間伐への補助については、元々県民会議、地域会議としては強く要望してきたが、利用する側に県民税を充てられないということで、搬出間伐には充てず、それを補う形で「間伐材利用の環モデル事業」を実施した。

そんな中で国の制度が変わり、補助対象が搬出間伐のみとなったことから、県民会議としては、森林税は国の施策に流されないものとして、搬出間伐ができないところを対象に切捨間伐を実施するという方向であったので、疑問がないわけではない。

< 滝沢委員 >

里山の森林整備は水源林整備につながると思うが、里山の森林整備と水源林整備を区分した方が県民の理解を得られるならば、分けてもよいと考える。

また、水源林の取得費用補助は、全国的な課題であり、森林税とは切り離すべき。

集約化について、今までは国の事業も森林税事業も同じ形で捉えられてきたが、これから切捨間伐の集約化を進めていくためには、森林税単独で集約化を進めていかなければならない。

平成24年度の集約化の予算は減額されているが、増額して進めないと事業地の確保が難しいと史料。

木材の利活用について、アンケートでも多くの方から意見が出ているが、搬出した場合も所有者に収益として戻ることはほとんどない現状。

そういう中で、少しでも資源を活用するためには、例えば東信、南信といった地域ごとに活用するための工場をつくるなど、森林づくり推進支援金を全ての市町村に補助するのではなく、ブロックごと等重点を絞って実施したらどうか。

< 牛越委員 >

資料3-1の「次期森林税で目指す姿」について、水源林保全、間伐材搬出と利活用、里山管理とあるが、その前提には「間伐による森林の公益的機能の回復」があるはずであり、従来からの森林の機能回復を第一に掲げるべきではないか。

また、税制研究会と県民会議の意見について認識のずれがあると思われ、今後税制研究会で最終報告をまとめるなら、両座長ですり合わせする場、意見交換の場が必要ではないか。

< 森林政策課 有賀課長 >

税制研究会は意志決定機関ではなく、税制度という観点から報告をいただいております、最終的に様々な意見をいただきながら、県として方向性を検討することとしており、その中でそれぞれのご意見が全く逆のことがあれば、個々のご意見として重視しつつ、制度設計に参考にしていきたいと考えています。

なお、次期森林税の間伐目標15,000haは、現状の税収規模でできる範囲として設定しており、その範囲の中で切捨、搬出間伐を行う予定。

超過課税の趣旨を踏まえると、森林税の延長については、20～30年先を考えてはならない。

今後間伐を進めるためには、地域が自主的に取り組む仕掛けづくりが必要であり、切捨間伐だけでよいのかという議論がある。

<牛越委員>

資料の内容が、目指す姿なのか、新たに追加したポイントなのか分かるようにしていただきたい。

また、森林づくり推進支援金の見直しの中で、「県が推進する森林・林業施策に関連した取組になるように見直し」と記載されているが、これまでの5年間も県の施策との整合性を取ったつもりである。

<森林政策課 有賀課長>

支援金については、要望のあった事業全てを実施できないため、県と一緒に進めていくものにしていきたい。

<植木座長>

税制研究会と県民会議は役割が異なると認識している。

研究会では税制の専門家により議論されておりその過程は尊重するが、県民会議では、現場で近いところで議論されている。

その内容があまり組み込まれておらず、本会議の位置付けが疑問である。

今回の改正案は、検証レポートの内容から大分変わっていると認識。

<森林政策課 有賀課長>

研究会においては、期間限定の超過課税を活用する施策として何がふさわしいかと視点で議論されている。

森林税はずっと続けていくわけではなく、限られた財源の中で何を行うべきかという議論がされている。

<麻生委員>

水源林の保全対策については県民の理解を得やすい内容であるが、限られた期間、財源の中で手を広げるのはどうかと考える。

また、知事の言う広域連携については、森林税と切り離すべきであり、今回あえて組み込むのは時期尚早ではないか。

次の5年は、税がなくても県民、市民が自ら里山を守っていく力や仕組みを作るために森林税を活用するべきと考える。

<松岡委員>

長野県は森林に囲まれ、森林の恵みを受けて風土、習慣、文化が育っていった。

今後も森林とともに生きていくという姿勢の下、長野県では超過課税が今後も継続されるようお願いしたい。

5年を見据えた5年計画と、10年、20年、100年を見据えた5年計画とでは、進む方向、携わる人の意識、目標達成度、そして計画の質が全く違うものになってしまう。

先に述べた長野県の風土を考えれば、5年ずつの小出しの計画を積み上げるのではなく、10年、20年、100年を見据えて森林整備をやっていくんだと腹を決め、必要であれば決まりごとを変えていくことも視野に入れ、総合的、長期的に長野県の森林づくりを進めてほしいと感じている。

< 高見澤委員 >

県民アンケートでは、継続した場合の新たな取組として、木材利用のほか作業道や林業機械等の基盤整備の回答が多いが、これへの対応は。

< 森林政策課 有賀課長 >

搬出間伐の多くは国の事業を活用しているが、森林税で想定しているものと規模が違う。国の事業とのすみ分けを行いつつ、連携する部分は今後つめていきたい。

< 高見澤委員 >

住宅投資において県産材を優先して活用するなどの取組も必要。

< 大岩委員 >

間伐材を利用する高度な事例は多く出てきているが、一般の人がこのことをどのくらい知っているか。住宅建築において施主になるのは一般県民であり、県産材利用の広報や PR に力を入れるとともに、県産材を扱う工務店や大工に対する助成が必要と認識。

< 県産材利用推進室 山崎室長 >

税による PR と長野県の制度による PR、どちらも取り組んでいきたい。

< 貴舟委員 >

税を創設した時の趣旨における長野県の独自色について、しっかりぶれないようにすべき。県民アンケートでは継続に反対という回答が5%、その他を含めて21.3%であるが、反対している方の具体的な理由は。

< 森林政策課 春日課長補佐兼企画係長 >

回答の「その他」には、「分からない」を含む。主な反対意見は、森林整備は所有者が行うべき、厳しい経済情勢で県民の負担増となることはやめるべきというもの。

5 閉会

< 塩入林務部長 >

県民会議では、現場に近い意見をいただいている。いろんな方面の意見を聞きながら、継続的に森林整備ができるような仕組みを作るための税を検討していきたい。今後ともよろしく願いたい。